

非常変災等の対応フローチャート

I 調布市教育委員会が、校長に「臨時休校」を要請する基準

1 前日

(1) 全校一斉休校

- 午後 1 時の時点で、以下の状況となった場合
 - ・ 翌日の登校に困難が生じる可能性が非常に高い気象予報の場合
 - ・ 翌日の都内公共交通機関に大規模な計画運休が決定している場合

2 当日

(1) 全校一斉休校

- ① 午前 6 時 30 分の時点で、以下の警報が 1 つ以上発令
 - ・ 「レベル 5 大雨特別警報」、「特別警報（暴風、大雪、暴風雪）」、「レベル 4 大雨危険警報」
- ② 午前 6 時 30 分の時点で、以下の警報が 2 つとも発令
 - ・ 「レベル 3 大雨警報」、「暴風（又は暴風雪）警報」

(2) 発令地区にある学校のみ休校

- 当日午前 6 時 30 分の時点で、以下の警報が発令
 - ・ 「警戒レベル 4 避難指示」

※ 午前 6 時 30 分以降に上記警報等が発令された場合は、上記の要請を行う。（登校が開始された後など、要請することで児童生徒の危険が高まる場合を除く。）

※ 登校前に「震度 5 強」以上の地震が発生した場合、全校休校を要請する。

II 本校が当日に休校を判断する基準

本校は河川近くに立地していること、遠方から通学する生徒が多いこと、避難所として使用される可能性があることなどから、以下のときに「臨時休校」する。

- 当日午前 6 時 30 分の時点で、以下の警報が 1 つ以上発令
 - ・ 「警戒レベル 3 高齢者等避難」

III 調布市教育委員会が、校長に児童生徒の「学校での留め置き」又は「引き取り」を要請する基準

1 児童生徒が在校中に、「警戒レベル 4 避難指示」が発令された場合

(1) 避難指示地域に立地している学校の全児童生徒

➡ 学校で留め置き（校長が「保護者による引き取り」が可能と判断できる場合を除く）

(2) 避難指示地域に立地していない学校だが、住居は避難指示地域にある児童生徒

➡ 保護者に引き取りを依頼

2 児童生徒が在校中に、「震度 5 強」以上の地震が発生した場合

➡ 全児童生徒の保護者引き取りを依頼

3 その他急迫な状況である場合

学校の対応

I、II、IIIのいずれの場合も、対応決定後は、文書配布、すぐー（メール）の送信、学校ホームページへ掲載などの方法で、全家庭に連絡